



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 325 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
- 326 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 327 県営ため池等整備事業の工事の完了 (農業農村整備課)
- 328 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)
- 329 基本測量の終了 (技術調査課)
- 330 " (")
- 331 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 公告

- 争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)
- 所在不明者に対する保安林予定森林に関する通知の掲示 (森林整備課)

告 示

和歌山県告示第325号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年5月2日まで縦覧に供する。

平成21年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成21年3月2日

2 名称

特定非営利活動法人AIEL言語・国際教育協会

3 代表者の氏名

牧野万貴子

4 主たる事務所の所在地

和歌山市友田町4丁目89番地 4F

5 定款に記載された目的

この法人は、一般県民に対して、家庭教育支援、学校教育支援、社会教育支援、国際教育支援の4分野において、活動を展開するものとし、児童から青少年の健全育成を目指すものとする。学校教育においては、行政と共同し、小・中学校における英語教育を推進すると共に、コミュニケーション能力の基礎である小学校国語教育の質の向上に寄与する。また、児童のための家庭教育から青少年に対する国際教育を推進し、「国際社会における日本人育成」の支援を行うことを目的とする。

和歌山県告示第326号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400185	ケアセンター・マンボウ	海南市黒江1260番地	居宅介護 重度訪問介護	有限会社マンボウ	海南市黒江1260番地	平成21.2.28

和歌山県告示第327号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業巡谷池地区
- 2 確定年月日 平成18年3月30日
- 3 工事を完了した時期 平成21年2月4日

和歌山県告示第328号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字川合字南谷130の1・130の2・130の3・130の4 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、130の5から130の35まで、130の36 (次の図に示す部分に限る。)、

130の37から130の135まで、131の1から131の4まで、字中尾谷132の1(次の図に示す部分に限る。)、132の2、132の3、132の4・132の5・132の6(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、132の7から132の9まで、132の10・132の11(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、132の12から132の20まで

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第329号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(基準点測量)
2 作業期間 平成20年6月1日から平成21年2月25日まで
3 作業地域 海南市、橋本市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、海草郡紀美野町、伊都郡高野町、有田郡有田川町、日高郡印南町、日高郡日高川町、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡上富田町、西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡北山村

和歌山県告示第330号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(基準点測量)
2 作業期間 平成20年7月14日から平成21年2月25日まで
3 作業地域 岩出市

和歌山県告示第331号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の

規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

Table with 6 columns: 指定番号, 指定位置, 申請者所名, 指定年月日, 道幅員(メートル), 延長(メートル). Row 1: 3015, 和歌山県橋本市高野口町名古曾字瓦田310番地の一部, 和歌山県橋本市東家5丁目4番1号丸石木材住宅株式会社代表取締役石田雅彦, 平成21.3.10, 5.00, 34.88

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成21年3月2日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成21年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
2 日時 平成21年3月26日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定による保安林予定森林に関する通知については、その森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市町村の事務所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成21年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 掲示場所及び所在の不明な者の氏名 田辺市役所 坂口儀助
2 通知の要旨 (1) 保安林の指定をする予定であるので、森林法第30条の規定により、通知する。(2) 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成21年和歌山県告示第160号による。